

「〇〇Payで返金」という詐欺に注意!

Q インターネット通販で洋服を注文し、代金として1万円を銀行振り込みした数日後、事業者から「在庫がないのでキャンセルして〇〇Payで返金する。〇〇Payのアプリをインストールし、返金コードを入力するように」と指示されました。言われた通りにアプリをインストールし、指示された返金コード「99980」を入力すると、返金されないどころか、逆に自分から相手に9万9,980円を送金してしまっていたことに気付きました。お金を取り戻すことはできますか。

A インターネット通販のトラブルは年々増加しており、今回のように「返金する」と言ってスマートフォン決済の仕組みを悪用し、商品の代金と二重でお金をだまし取る詐欺の手口が見られます。

いったん送金してしまうと、実態が分からない詐欺サイトからお金を取り戻すことは難しいことに加え、だまされたとはいえ、消費者自らがアプリを操作をして相手に送金しているため、決済サービスの事業者から補償を受けることも困難です。「〇〇Payで返金します」と連絡が来た場合は、相手の指示に従わず消費生活センターに相談してください。また、被害に遭ってしまった場合は、すぐに決済サービスの事業者に申し出るとともに警察に相談してください。

不安に思ったり、トラブルになったりした場合は、消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

